

やすらぎの家 ゆう

重要事項説明書

(通所介護・介護予防通所介護) 重要事項説明書

1 やすらぎの家 ゆう 営業理念

当事業者では、介護保険の認定を受けられた在宅における高齢者の介護を致します。
落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、日常生活の持つ自然な治癒力を活用して、お年寄り 1 人 1 人の出来る能力や気力を引き出すお手伝いをさせていただきます。
また、家族だけで介護というストレスを抱えないよう身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

2 事業所概要

(1) 種類と地域

法人名	株式会社 優有
代表取締役	濱本 勲
施設名	やすらぎの家 ゆう
所在地	山梨県富士吉田市上吉田東 8 丁目 8 番 1 6 号
介護保険指定番号	通所介護・介護予防通所介護 1971200280
サービス提供 対象地域	富士吉田市・富士河口湖町・鳴沢村・忍野村・山中湖村 西桂町 在住の方

(2) 職員体制

	資格	員数	業務内容
管 理 者	介護福祉士	1 名	業務統括
生活相談員	社会福祉主事	3 名	通所介護に関する調整全般 相談助言・苦情処理・技術指導等
看 護 職 員	看護師	2 名	通所介護計画等に基づく看護
機能訓練指導員	看護師	1 名	通所介護計画等に基づく機能訓練
介 護 職 員	介護福祉士 ヘルパー 2 級等	6 名	心身状況把握・日常介助等

(3) 営業時間

営業日	毎週月曜日から日曜日まで ※1
相談窓口受付時間	平日(月～金)午前 9：00～午後 6：00
サービス提供時間	午前 9：30～午後 4：30 ※2

※1 但し、毎年 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで、及び事業所が特別な事情により定めた日場合、休業することがあります。また、利用者及びその家族からの要望があり、かつ、当事業所の勤務体制が確保できる場合に限り、休業日においても営業することができます。

※ 2 サービス提供時間には送迎時間は含まれません。

3 サービス内容

○基本事項として、通所介護計画に沿って、送迎・食事の提供・機能訓練等、利用者にとって必要な介護及び自立支援を行います。

○土曜日には、ご家族の方等の介護保険適用外の方にも参加して頂けるレクリエーション等を企画し、実施致します。（レクリエーションの内容は、時季・天候等により変更されることがあります。）

4 料 金

（１）通所介護利用料金・各種加算表

デイサービス料金（自己負担額）

ご利用時間	介護度	料 金	基準	入浴介助 加算	サービス提供体制 強化加算Ⅱ (1 日)	介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護職員 特定処遇 改善加算Ⅰ	食費 (1 日)
	要支援 1	1,655 円	月額		18 円	18 円	所定単位数の 12/1000 に相当する 額を加算	500 円
	要支援 2	3,393 円						
7 時間以上 8 時間未満 のサービス	要介護 1	658 円	日額	40 円				
	要介護 2	777 円						
	要介護 3	900 円						
	要介護 4	1,023 円						
	要介護 5	1,148 円						

※食費には「おやつ代」が含まれております。

※通所介護費について、介護保険適用時は通常1割又は世帯の所得に応じて2割負担となります。

（２）サービス料金お支払方法

利用月末日までのご利用料金を翌月10日までにご請求し、同月末日までに現金にてスタッフまでお支払いください。ご入金確認後には直ちに領収証を発行させていただきます。

5 サービスご利用に当たっての留意事項

① 送迎時間について

送迎時間はおおよその時間をお伝えいたします。ただし、道路事情等により、お伝えした時間が前後する場合がありますことをご了承下さい。また、レクリエーション等の関係上、送迎時間が前後する場合もございますが、その都度別途ご連絡致します。

② 体調確認

体調の確認は来所時に看護職員による健康チェックをさせていただきますが、あらかじめ医師等からの注意事項や体調の変化がある場合には、必ずその旨をお申し付け下さい。

③ 体調不良によるサービスの中止・変更

体調不良等によりサービス提供が困難と判断させて頂いた場合、一時的にご利用を中止して頂く場合がございます。また、感染症等（結核・肝炎・MRSA・伝染性の皮膚疾患等）の疑いがある場合にもご利用を一時中止して頂く場合がございます。その場合、当事業所が必要としたときには、医師の診断書をご用意して頂く場合もございます。

④ その他

- 1 多額な現金及び貴重品はご持参なさないで下さい。また、ご利用者間の金銭の貸し借りや、食べ物・飲み物、及び物品のやり取りはご遠慮下さい。
- 2 施設内での政治活動・宗教活動・物品の売買等は禁止しております。
- 3 当事業所では、ご利用者の方々全員に平等のサービスを提供する立場上、心づけ等は固くお断りしております。

6 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービスの提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

7 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の援護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対し説明し同意を得た上で、次に掲げることを留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 0 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者の容体に変化があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族等へ直ちにご連絡させていただきます。

1 1 事故発生時の対応

サービス提供中により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2 個人情報等の使用等及び秘密の保持

1. 当事業所及び従業者は、利用者様及びそのご家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要最小限の範囲内において、使用、提供又は収集(以下『使用等』とします。)させていただきます。
 - ①利用者様に関わる居宅サービス計画及び通所介護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
 - ②サービス担当者会議等、介護支援専門員とサービス事業との情報共有及び連絡調整等必要な場合。
 - ③利用者様が医療サービスの利用を希望され、主事の医師の意見を求める必要のある場合。
(あらかじめ担当のサービス従事者により連絡先を確認させていただきます。)
 - ④利用者様の様態の変化に伴い、ご親族、医療機関及び公共行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑤介護保険に関わる公共行政機関の指導・調査を受ける場合。
 - ⑥サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による調査を受ける場合。
2. 使用等が必要な個人情報が記載された書類例は、次の通りです。
 - ①介護保険被保険者証 ②アセスメント書類 ③居宅サービス計画 ④経過報告書
 - ⑤主治医の意見書・診断書 ⑥減額証 ⑦サービス実施記録
 - ⑧身体障害者手帳・医療受給者証 ⑨通所介護計画書
3. 個人情報の使用等の期間は、サービス提供の契約期間に準じます。
4. 当事業所及び従業者は、利用者様及びそのご家族の個人情報の取り扱いには、守秘義務遵守のもと細心の注意を払います。

1 3 サービス内容に関する苦情等

【事業所連絡先】

やすらぎの家 ゆう 相談窓口 担当 加藤 智子（カトウ トモコ）
電 話 0 5 5 5－2 4－3 9 4 5 （平日午前 9 時より午後 6 時まで）

【苦情相談窓口一覧】

市町村	担当部署	電話番号	窓口受付時間
富士河口湖町	保険課	0 5 5 5－7 2－6 0 2 6	午前 8 時 3 0 分より 午後 5 時 0 0 分まで
鳴 沢 村	住民福祉課	0 5 5 5－8 5－2 3 1 1	午前 8 時 3 0 分より 午後 5 時 3 0 分まで
富士吉田市	健康長寿課	0 5 5 5－2 2－1 1 1 1	午前 8 時 3 0 分より 午後 5 時 0 0 分まで
西 桂 町	福祉保健課	0 5 5 5－2 5－4 0 0 0	午前 8 時 3 0 分より 午後 5 時 0 0 分まで
忍 野 村	福祉課	0 5 5 5－8 4－7 7 9 5	午前 8 時 3 0 分より 午後 5 時 0 0 分まで
山 中 湖 村	厚生課	0 5 5 5－6 2－9 9 7 6	午前 8 時 3 0 分より 午後 5 時 3 0 分まで

山 梨 県 国 民 健 康 保 険 組 合	介護サービス 苦情処理窓口	0 5 5－2 3 3－9 2 0 1	毎週水曜日 午前 9 時 0 0 分より 午後 4 時 0 0 分まで
--------------------------	------------------	---------------------	---

1 4 第三者評価の受診状況

介護サービス第三者評価実施はありません。

令和 年 月 日

通所介護サービス提供開始につき、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明致しました。

事業者 所在地 山梨県富士吉田市上吉田東8丁目8番16号
 法人名 株式会社 優有
 代表取締役 濱本 勲
 名 称 やすらぎの家 ゆう

説明者 _____ ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項説明を受けました。
その上で、契約書及び本書の内容に同意致します。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(ご家族・代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩